

石運輸第 2 3 3 号の 2
令和 7 年 8 月 4 日

貨物自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長
(公 印 省 略)

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等事案の処理方針について」(平成 1 5 年 2 月 2 8 日付け公示第 1 1 0 号) の一部改正について

標記について、別添のとおり北陸信越運輸局長から通知がありましたので、了知願います。

北信交貨第69号
令和7年8月1日

各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長
(公 印 省 略)

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び
事業計画変更認可申請等事案の処理方針について」（平成15年2
月28日付け公示第110号）の一部改正について

標記について、別紙のとおり公示したので、各運輸支局においても公示される
とともに関係者へ周知し、事務処理に遺漏のないよう取り計らわれない。

公 示

公示 第 3 2 号

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等事案
の処理方針について」の一部改正について

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等事案の処理方針について」（平成 1 5
年 2 月 2 8 日付け公示第 1 1 0 号）を別紙のとおり一部改正する。

令和 7 年 8 月 1 日

北陸信越運輸局長

佐橋 真人



新	旧
公示第 1 1 0 号 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等事案の処理方針について 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等については、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、審査項目及びその適合基準に関する処理方針を下記のとおり定めたので公示する。 平成 1 5 年 2 月 2 8 日 北陸信越運輸局長 園田 良一 記 ○許可（貨物自動車運送事業法第 3 条、第 3 5 条第 1 項） 許可申請事案に対する審査は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号）第 5 条及び第 6 条第 1 項並びに同法第 3 5 条第 3 項及び第 4 項の規定するところにより、厳正かつ公平に行うものであるが、次の項目については、それぞれの適合基準により審査する。 なお、審査にあたっては、必要に応じて事実関係を確認するための書類の提出を求めることとする。 Ⅰ．～Ⅲ．（略） ○事業計画変更認可等（法第 9 条第 1 項、第 3 項、第 3 5 条第 6 項） 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等の申請及び届出に関する審査は、次の項目についてそれぞれ審査する。 なお、審査にあたっては、必要に応じて、事実関係を確認するための書類の提出を求めることとする。 1．（略）	公示第 1 1 0 号 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等事案の処理方針について 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等については、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、審査項目及びその適合基準に関する処理方針を下記のとおり定めたので公示する。 平成 1 5 年 2 月 2 8 日 北陸信越運輸局長 園田 良一 記 ○許可（貨物自動車運送事業法第 3 条、第 3 5 条第 1 項） 許可申請事案に対する審査は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号）第 5 条及び第 6 条第 1 項並びに同法第 3 5 条第 3 項及び第 4 項の規定するところにより、厳正かつ公平に行うものであるが、次の項目については、それぞれの適合基準により審査する。 なお、審査にあたっては、必要に応じて事実関係を確認するための書類の提出を求めることとする。 Ⅰ．～Ⅲ．（略） ○事業計画変更認可等（法第 9 条第 1 項、第 3 項、第 3 5 条第 6 項） 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等の申請及び届出に関する審査は、次の項目についてそれぞれ審査する。 なお、審査にあたっては、必要に応じて、事実関係を確認するための書類の提出を求めることとする。 1．（略）

2. 運送約款の認可（法第10条第1項） （1）施行規則第<u>10</u>条に規定する記載事項が明確に規定されていること。 （2）～（3）（略） （4）運賃・料金の収受に関して、施行規則第<u>11</u>条に該当する場合を除き、運賃と料金とを区分して収受する旨が明確に定められていること。 （5）（略） 3. ～6. （略） <u>7. 特定貨物自動車運送事業の譲渡譲受の認可</u> <u>（1）事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適用することとし、それ以外の事業の一部譲渡については、特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更の手続によることとする。</u> <u>（2）事業を譲り受けしようとする者について、Ⅲ. 基準に適合するものであること。</u> <u>8. 特定貨物自動車運送事業の合併、分割または相続の認可</u> <u>合併若しくは分割により事業を承継する法人または相続人について、Ⅲ. の基準に適合するものであること。</u> <u>9. 特定貨物自動車運送事業の休止及び廃止の届出</u> <u>事業の全部を休止し、または廃止する場合に限ることとし、事業の一部の休止または廃止については、特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更の手続を行うこと。</u> 附 則 （適用の日） 1. この処理方針は、平成15年4月1日から適用する。 2. 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案の処理方針について」（平成14年7月1日付け公示第27号）及び「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更等に関する処理方針について」（平成14年7月1日付け公示第28号）は、平成15年3月31日限りで廃止する。 （係属事案に関する経過措置） 3. この処理方針適用の日以前に受理した事案の平成15年4月1日以降における処理については、次によるものとする。	2. 運送約款の認可（法第10条第1項） （1）施行規則第<u>11</u>条に規定する記載事項が明確に規定されていること。 （2）～（3）（略） （4）運賃・料金の収受に関して、施行規則第<u>12</u>条に該当する場合を除き、運賃と料金とを区分して収受する旨が明確に定められていること。 （5）（略） 3. ～6. （略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> 附 則 （適用の日） 1. この処理方針は、平成15年4月1日から適用する。 2. 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案の処理方針について」（平成14年7月1日付け公示第27号）及び「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更等に関する処理方針について」（平成14年7月1日付け公示第28号）は、平成15年3月31日限りで廃止する。 （係属事案に関する経過措置） 3. この処理方針適用の日以前に受理した事案の平成15年4月1日以降における処理については、次によるものとする。
---	---

①「車両数」及び「法令遵守」に関する審査については、１．にかかわらず、なお、旧処理方針（平成１４年７月１日付け公示第２７号）により処理する。 ②上記①以外の事項（「許可に付する条件」を含む。）については、この処理方針により処理する。 附 則（平成１６年８月５日付け公示第５６号で一部改正） この改正処理方針は、平成１６年９月１日以降、北陸信越運輸局管内運輸支局において受理する申請事案について適用する。 附 則（平成１９年８月６日付け公示第５８号で一部改正） １．この公示は、平成１９年９月１０日以降に受理する申請事案について適用する。 ２．「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成１５年３月１８日、国自整第２１６号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者については施行日から２年間、施行前に一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から２年間、外部委託を継続することを可能とする。 附 則（平成２０年４月１日付け公示第１号で一部改正） １．この公示は、平成２０年７月１日以降に受理する申請事案について適用する。 附 則（平成２５年３月１４日付け公示第８４号で一部改正） １．この公示は、平成２５年５月１日以降に受理する申請事案について適用する。 附 則（平成２５年７月２３日付け公示第２５号で一部改正） １．この公示は、平成２５年７月２３日以降に受理する申請事案について適用する。 附 則（平成２５年１１月７日付け公示第６２号で一部改正） １．この公示は、平成２５年１２月１日以降に受理する申請事案について適用する。 附 則（平成２７年３月２４日付け公示第９４号で一部改正） １．この公示は、平成２７年６月１日以降に受理する申請事案について適用する。 附 則（令和元年９月１７日付け公示第４８号で一部改正） １．この公示は、令和元年１１月１日以降に受理する申請事案について適用する。	①「車両数」及び「法令遵守」に関する審査については、１．にかかわらず、なお、旧処理方針（平成１４年７月１日付け公示第２７号）により処理する。 ②上記①以外の事項（「許可に付する条件」を含む。）については、この処理方針により処理する。 附 則（平成１６年８月５日付け公示第５６号で一部改正） この改正処理方針は、平成１６年９月１日以降、北陸信越運輸局管内運輸支局において受理する申請事案について適用する。 附 則（平成１９年８月６日付け公示第５８号で一部改正） １．この公示は、平成１９年９月１０日以降に受理する申請事案について適用する。 ２．「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成１５年３月１８日、国自整第２１６号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者については施行日から２年間、施行前に一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から２年間、外部委託を継続することを可能とする。 附 則（平成２０年４月１日付け公示第１号で一部改正） １．この公示は、平成２０年７月１日以降に受理する申請事案について適用する。 附 則（平成２５年３月１４日付け公示第８４号で一部改正） １．この公示は、平成２５年５月１日以降に受理する申請事案について適用する。 附 則（平成２５年７月２３日付け公示第２５号で一部改正） １．この公示は、平成２５年７月２３日以降に受理する申請事案について適用する。 附 則（平成２５年１１月７日付け公示第６２号で一部改正） １．この公示は、平成２５年１２月１日以降に受理する申請事案について適用する。 附 則（平成２７年３月２４日付け公示第９４号で一部改正） １．この公示は、平成２７年６月１日以降に受理する申請事案について適用する。 附 則（令和元年９月１７日付け公示第４８号で一部改正） １．この公示は、令和元年１１月１日以降に受理する申請事案について適用する。
--	--

附 則（令和３年２月９日付け公示第５４号で一部改正） １．この公示は、令和３年４月１日以降に受理する申請事案について適用する。 <u>附 則（令和７年８月１日付け公示第３２号で一部改正）</u> <u>１．この公示は、令和７年８月１日以降に受理する申請事案について適用する。</u> 様式１～様式５（略）	附 則（令和３年２月９日付け公示第５４号で一部改正） １．この公示は、令和３年４月１日以降に受理する申請事案について適用する。 <u>（新設）</u> 様式１～様式５（略）
---	--